



2026年1月14日

各位

会社名 株式会社丸山製作所
代表者名 代表取締役社長 内山 剛治
(コード：6316 東証スタンダード市場)
問合せ先 常務取締役管理本部長 高取 亮
(TEL 03-3252-2271)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

- | | |
|----------------------------|--|
| (1) 処分期日 | 2026年2月13日 |
| (2) 処分する株式の種類及び数 | 当社普通株式 21,800株 |
| (3) 処分価額 | 1株につき2,295円 |
| (4) 処分総額 | 50,031,000円 |
| (5) 処分先及びその人数並びに
処分株式の数 | 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）6名 11,600株
当社の取締役を兼務しない執行役員 9名 9,200株
当社子会社の執行役員 1名 1,000株 |
| (6) その他 | 本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。 |

2. 処分の目的及び理由

当社は、2019年11月12日開催の取締役会において、当社の監査等委員である取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対する持続的な企業価値向上のためのインセンティブの付与及び株主価値の一層の共有を目的として、対象取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、また、2019年12月19日開催の第84回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役に對して、年額30百万円以内の金銭債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として1年間から3年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

なお、当社は、2019年11月12日開催の取締役会において、当社の取締役を兼務しない執行役員及び当社子会社の執行役員（対象取締役と総称して「対象取締役等」といいます。）を対象に、



対象取締役に対するものと同様の譲渡制限付株式を活用したインセンティブ制度（本制度と総称して、以下「本制度等」といいます。）を導入することについても決議しております。

本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。また、本制度により当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は、年 30,000 株以内とし、その 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とされない範囲において、取締役会が決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②当社の取締役会が予め定める業績目標を達成したことを譲渡制限の解除の条件とすること等が含まれることといたします。

今回は、本制度等の目的、当社の業況、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、各対象取締役等の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭債権合計 50,031,000 円（以下「本金銭債権」といいます。）、普通株式 21,800 株を付与することといたしました。また、今回につきましては、中期経営計画達成に向けての持続的なインセンティブとするため、譲渡制限期間を 2 年としております。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役等 16 名が当社に対する本金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と対象取締役等との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記 3. のとおりです。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間 2026 年 2 月 13 日から 2028 年 2 月 10 日まで

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役等が、当社の 2027 年 9 月期に係る決算短信の公表までの期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあり、かつ当社の取締役会が設定した業績目標を達成したことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。



(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。また、対象取締役が、当社の2027年9月期に係る決算短信の公表までの期間中に、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、本割当株式の全部について、当社は当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、当社は本割当株式を無償で取得する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度等に基づく当社の第91期～第92期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026年1月13日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値である2,295円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上